

津市在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業実施要綱

平成18年1月1日訓第106号

改正 平成26年10月31日訓第105号

(目的)

第1条 津市在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業（以下「事業」という。）は、在宅ねたきり老人等に対して、寝具の洗濯、乾燥及び消毒のサービス（以下「洗濯等サービス」という。）を行い、もってその老人の健康と福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により洗濯等サービスを受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定により要介護4又は要介護5と認定された者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表級別の欄の1級又は2級に該当する障害を有し、寝たきり状態にあるもの
- (3) その他市長が特に必要があると認める者

(洗濯等サービスの範囲)

第3条 洗濯等サービスの範囲は、在宅ねたきり老人等が使用する敷布団、掛布団及び毛布とし、1回当たり各1枚を限度とする。

(洗濯等サービスの回数)

第4条 洗濯等サービスの回数は、原則として年2回とする。

(費用負担)

第5条 対象者の費用負担は、洗濯等サービスに要した費用の30パーセントとする。

(申請)

第6条 この要綱により洗濯等サービスを受けようとする者は、在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を調査の上、可否を決定し、その結果を在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）により、当該在宅ねたきり老人等に通知するものとする。

(委託)

第8条 市長は、この事業の実施について指定業者に委託することができる。

(諸帳簿)

第9条 本市は、この事業を行うため、利用決定調書、費用負担金収納簿その他必要な帳簿を整備するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定にかかわらず、この訓の施行の日から平成18年3月31日までの間は、合併前の久居市在宅ねたきり老人等寝具乾燥事業実施要綱（昭和51年久居市訓令第9号）、河芸町在宅寝たきり老人等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施条例（平成12年河芸町条例第16号）、芸濃町在宅寝たきり老人等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱（平成14年芸濃町要綱第1号）、美里村在宅寝たきり高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱（平成14年4月1日）、安濃町寝たきり老人等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱（平成14年安濃町要綱第6号）、一志町寝具類洗濯・乾燥サービス事業実施要綱（平成15年一志町告示第21号）又は白山町寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業実施要綱（平成14年白山町要綱第16号）の例による。

附 則（平成26年10月31日訓第105号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業利用申請書				
年 月 日				
(宛先) 津市長				
(〒)				
住所				
申請者 氏 名				
電 話				
印				
次のとおり在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業の利用を申請します。				
利用対象者氏名		生年月日	年 月 日	性別
				男 女
介護保険の認定結果	要介護 4 要介護 5			
これまでの利用状況	無 年 月に利用			
利 用 枚 数	枚			
備 考				

第2号様式（第7条関係）

在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業利用決定（却下）通知書 （記 号 番 号） 年 月 日 （氏 名） 様 津市長 （氏 名） 印 年 月 日付けで申請のあった在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業の利用について、津市在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり 決定 却下 したので通知します。	
利 用 者 氏 名	
利 用 決 定 又 は 却 下	利用決定 却下決定 理由
費 用 負 担 額	サービスに要した費用の30パーセント 円
備 考	
（注） 却下された場合に、後日状況等が変わったときは、再び申請してください。	